

令和3年5月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和3年5月20日(木) 午前8時58分～9時30分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

#### 出席委員

1 番	富木田 好正	2 番	山下 恭生
3 番	猪熊 幸雄	4 番	三野 久米吉
5 番	梶野 和幸	6 番	木下 得代
7 番	山本 茂	8 番	大原 眞路(会長職務代理)
9 番	中村 康男(会長)		
11 番	吉田 宏明	12 番	喜田 清己
13 番	吉田 昌治	14 番	川田 一博
15 番	原 武信	16 番	竹内 博文
17 番	三木 洋一	18 番	石井 淑雄

#### 欠席委員

10 番 宮本 賢一

#### 傍聴推進委員

なし

#### 農業委員会事務局出席者

事務局長	濱崎 洋介
事務局長補佐	竹村 秀基
事務局次長	黒木 弘美
事務局書記	佐藤 由佳

## 議事

第1号議案	農地法第3条許可申請	1件	田 畑	1,275 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第2号議案	農地法第4条許可申請	1件	田 畑	459 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第3号議案	農地法第5条許可申請	2件	田 畑	1,487 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第4号議案	非農地証明願	1件	田 畑	67 m <sup>2</sup> m <sup>2</sup>
第6号議案	農用地利用集積計画書	33件	田 畑	48,163 m <sup>2</sup> 13,051 m <sup>2</sup>
第8号議案	農業経営改善計画認定申請	1件		
第9号議案	坂出市農業振興地域整備計画変更の事前協議	1件		

## 令和3年5月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。只今より5月の定例会を開催いたします。  
本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第9号議案まで 合計44件でございます。  
よろしくご審議をお願いいたします。  
本日は、農業委員18名中 17名の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。  
なお、宮本委員さんからは事前に欠席の連絡をいただいております。  
それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行をお願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。  
本日の署名委員を、13番 吉田昌治委員さんと14番 川田委員さんのお二人にお願いします。  
次に、今月の現地調査につきましては、15番 原委員さん、16番 竹内委員さん、17番 三木委員さんと私で、5月19日に実施しておりますので、後ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。  
では、ただいまより議事に移らせていただきます。  
それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」1件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」1件についてご説明いたします。  
1番、・・・、面積 1,257 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】  
本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は露地野菜で、販売を目的としています。  
本日の案件1件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。よろしくご審議お願いいたします。以上です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」1件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。  
続いて、第2号議案「農地法第4条許可申請」1件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局次長

それでは、第2号議案「農地法第4条許可申請」についてご説明いたします。

1 番、・・・、面積 238 m<sup>2</sup>外 1 筆 合計 459 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】

申請理由 昭和 29 年頃に居宅を建築し、宅地の一部として利用しており、申請者の母が居住しています。今回、その無断転用の解消をするものです。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 無断転用による始末書の提出があります。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第 2 号議案「農地法第 4 条許可申請」1 件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」2 件を議題に供します。

なお、第 3 号議案の 1 番については現地調査を実施しておりますので、15 番 原委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

原委員

それでは、第 3 号議案「農地法第 5 条許可申請」1 番の現地調査報告をさせていただきます。

1 番、・・・、面積 1,200 m<sup>2</sup>

無断転用の有無 なし

転用目的 貸し資材置場 用地

申請理由 譲受人は現在、建設会社を営んでいる。会社の事業が好調なことから、現在の資材置場だけでは足りなくなった。効率的に運営するため近隣で土地を探したところ、隣接地の所有者と話がまとまったことから、申請者個人が転用事業者となり会社へ貸し付ける計画に至った。

農地の区分 周辺の状況から第 2 種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま原委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局長補佐                    それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。  
1番につきましては、先ほどの原委員さんのご説明どおりです。  
2番、・・・、面積 287 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】  
無断転用の有無    なし  
転用目的    分家住宅  
申請理由    借り人は、現在賃貸住宅に居住している。申請地は実家にも近く将来の  
両親の介護等を考慮して、父が所有する申請地で今回の計画に至った。  
農地の区分    周辺の状況から第2種農地に該当する見込み。  
周辺農地への影響    被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ  
の影響は少ないものと思われる。土地改良区意見書から調整を了していると確認でき  
る。  
以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理                    ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」2  
件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

猪熊委員                         1番の江尻町の場所は川尻橋から南におりて、道の東側ですか、西側ですか。

事務局長補佐                    場所は川尻橋から南におりて、道の東側です。申請者が代表をされている会社の東  
側です。

猪熊委員                         道には面していないのですか。

事務局長補佐                    市道には面していません。中に入って行きます。

会長職務代理                    他にありませんか。

各委員                            (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理                    特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」2件につ  
きまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたしま  
す。  
続いて、第4号議案「非農地証明願」1件を議題に供します。  
なお、第4号議案の1番については現地調査を実施しておりますので、16番竹内  
委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

竹内委員                         それでは、第4号議案「非農地証明願」の現地調査報告をさせていただきます。  
1番、・・・、面積 67 m<sup>2</sup>【議案読み上げ】  
申請理由    昭和63年頃より、隣接する農道を拡幅して利用しているためです。  
以上です。

会長職務代理 ありがとうございます。  
ただいま竹内委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を求めます。

事務局次長 第4号議案「非農地証明願」については、先ほどの竹内委員さんのご説明どおりです。以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第4号議案「非農地証明願」1件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

梶野委員 今回の申請は他に関連したところはないのですか。個人の農地に入るための農道の拡幅ですか。林田にもあるのですが、分筆登記ができていない農道があります。

事務局次長 その農道はまわりも以前から拡幅していましたが、今回の非農地証明の申請はこの部分だけです。

会長職務代理 他にありませんか

各委員 (委員による審議)  
【異議なし】の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第4号議案「非農地証明願」1件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。  
続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」33件を議題に供します。  
事務局の説明を求めます。

事務局書記 それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」33件についてご説明いたします。  
今月は新規に農地の貸借をする案件が15件、更新が11件、再設定が7件で、そのうち農地機構を通じた貸借が18件となっております。  
以上、農用地利用集積計画書33件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。よろしくご審議お願いします。  
以上です。

会長職務代理 ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」33件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

原委員 5番6番の案件ですが、備考欄に5番は新規で、6番は再設定となっておりますが、今回は全て新規と伺っていましたが、再設定とはどういうことでしょうか。

事務局書記 6番が再設定となっているのは、過去に、どなたかと貸借契約があったからです。

各委員 (委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」33件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が6件出ております。

第8号議案、「農業経営改善計画認定申請」を議題に供します。事務局の説明を求めます。

事務局長

農業経営改善計画の認定申請は、今回1件提出されており、更新の申請でございます。この改善計画は中讃農業改良普及センターの指導のもとに作成されたもので、今月の坂出・宇多津地域農業再生協議会の担い手部会において書面承認を受けており、農業委員会の意見を坂出市から求められたものです。

申請の概要を12ページにまとめており、13ページから15ページまでが申請書の写しとなっております。

1番、・・・、(議案に基づき説明)

・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理

事務局の説明が終わりました。第8号議案「農業経営改善計画認定申請」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

梶野委員

後継者もいるので、よいと思います。

各委員

(委員による審議)

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第8号議案「農業経営改善計画認定申請」1件については、審査の結果適当である旨の意見書を市長宛てに提出することと致したいと思っております。

続きまして、第9号議案、「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」を議題に供します。事務局に説明を求めます。

事務局長

本件は農業振興地域の整備に関する法律第8条に基づいて定められております農業振興地域整備計画について、農用地区域からの除外申請が4件、農用地区域への編入申請が1件、坂出市に提出されその変更案について農業委員会の意見を求められたものです。

計画変更の概要を16ページに記載しており、17ページから28ページまでが総括表等の資料となっております。

1番、・・・、面積204㎡ 申請目的 住宅用地

2番、・・・、面積9.91㎡ 申請目的 非農家の自己住宅にかかる宅地拡張

3番、・・・、面積147㎡外1筆 計239㎡ 申請目的 農家住宅にかかる宅地拡張

4番、・・・、面積1,075㎡ 申請目的 資材置場用地

5番、・・・、面積1,175㎡ 申請目的 農用地区域への編入



(議案に基づき説明)

・・・以上で説明を終わります。

会長職務代理 事務局の説明が終わりました。 第9号議案「農業振興地域整備計画変更の事前協議」について なにかご意見・ご質問はございませんか。

梶野委員 3番の方は住所が丸亀市となっておりますが、そこに住むのですか。

事務局長補佐 農用地区域からの除外後、転用許可を受け、そこに住みます。

各委員 < 質疑応答 >  
【異議なし】 の声あり

会長職務代理 特にご異議もないようですので、第9号議案「坂出農業振興地域整備計画変更の事前協議」についての審議はこれで終了します。農用地からの除外はやむを得ないものとして、また農用地への編入についても審査の結果適当である旨の回答をすることと致します。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長 (事務局からの連絡事項等)

- ・「令和4年度農地等利用の最適化推進施策等に関する改善意見」のための意見提出
- ・新型コロナウイルス感染拡大による緊急事態対策期における対策および香川県コロナ非常事態宣言
- ・令和3年度農業委員会総会の開催

会長職務代理 それでは、これもちまして 5月の定例会を閉会致します。  
長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。

9時30分終了